

高知地方裁判所委員会（第1回）議事概要

1 日時

平成16年1月15日（木）午後1時30分から午後4時まで

2 場所

高知地方裁判所会議室

3 出席者

（委員）内田靖正，亀田広美，小西敏美，坂本正夫，真田順子，新階日出夫，
馬淵勉，三谷英子，南正，明神千代（五十音順，敬称略，外字訂正）

（事務担当者）増田事務局長，白木総務課長，成岡総務課課長補佐

4 議事（■委員長，○委員，●事務担当者）

■ 高知地方裁判所長あいさつ

■ 委員自己紹介

■ 委員長の選任について

○ 所長が適任である。

○ 異議なし。

馬淵委員が委員長に選任された。

■ 委員長代理の指名について

亀田委員が委員長から委員長代理に指名された。

○ 異議なし。

■ 議事運営事項について

ア 部会の設置

■ 当庁規模であれば設置しないことではいかがか。

○ 異議なし。

イ 委員会の招集

■ 招集は問題なければ委員長が行うことではいかがか。

- 異議なし。
- 回数はいかがか。
- 回数は原則を決めて、必要があればその都度開催することでどうか。
- この会は諮問的なものはないと思われるし、委員各位も多忙であることから年2回程度でよいと思う。
- 異議なし。
- 原則として、年2回程度で行う。

ウ 委員会の公開，議事概要の作成

- 議事概要を作成し、委員名を特定せずに、ホームページで公開することを検討しているがいかがか。
- 公の会であるので、議事概要は当然作成しないといけない。
- 賛成である。
- ホームページに公開するとともに、一般公開すべきである。一般公開を拒む理由はなく、一般公開が原則である。
- 一般公開をすると委員会に誰が入ってくるのか分からないし、どんな発言が飛び出すか分からないなど、收拾がつかなくなる恐れがある。法廷は訴訟指揮権で対応することができるが、この会はそういう権限はない。一般傍聴は、どのような状況になるか見当がつかないので、公開しないことに賛成である。一般公開は、この会になじまないのではないか。
- 賛成である。
- 報道機関に公開すれば一般公開したことになると思う。
- 地方裁判所委員会設置の答申をした一般規則制定諮問委員会においては、一般公開をしないことが前提となっていた。
- 弁護士会としては、一般公開する方向で検討してもらいたい。公開が求められる議論であれば、事前に協議する。
- 外部の人がいるとプレッシャーを感じる。この会は、まず公開とか非公

開とかの議論より、委員の自由な発言ができるように環境を整えることが重要である。変な発言をすと思うが、公開になると自由にしゃべれない。会は非公開とし、結果をホームページで外部に公開することでよい。

- 賛成である。専門家ではないので、しばらく勉強をさせてもらいたい。とんちんかんな意見を言うこともある。公開されると、公開の席に来た人から、こんな人が委員になっていると思われたり、言われたりするかもしれない。そういうことは困る。
- 公開すると意見が言えないような委員がいるのであれば、その委員の意向を優先すべきと思う。
- 県などの委員会もほとんど公開しているが、公開したとしても初回到報道機関が二、三社来るだけで、その後の会にはほとんど来ていないのが実情である。それほどプレッシャーを感じることはないのではないか。要は公開の姿勢を貫くかどうかである。
- 公開にして、委員の自由闊達な意見が出るのか、あるいは意見を出せなくなるのかで検討する必要がある。
- この会で議論する内容は、非公開にするほどのものではないと思う。前向きな意見を言っているので、他人に聞かれてもよいのではないか。
- 皆さんが想像している以上に素人であり、とんでもないことをしゃべると思う。今日話している専門語が分からない状況であり、一般の人や報道機関などがいると思うと足がすくんでしまう。
- 司法に素人の委員がプレッシャーを受けて、自由な意見を言えなくなるのであれば、折角の会の目的が意味をなさなくなる。
- 公開が原則だと思うが、現段階では無理ではないか。差し当たり議事概要をホームページに載せる取扱いでよいのではないか。
- この会が諮問的な会ではなく、むしろ懇談会的な意味合いの会であることを考えると、非公開でよい。

- 当面は非公開でよいと思う。
- 賛成である。
- 当面は一般及び報道機関に対して、非公開とする。
- 異議なし。

エ 議事概要，その他

- 議事概要の内容については，委員が確認できるのか。
- 概要を作成し，各委員にファクシミリ送信して，内容を確認してもらうことを検討したい。
- 異議なし。
- 議事概要には委員名は名前を出さずに，委員のマークを付する方法はいいかがか。
- 異議なし。
- ホームページに載せた後，委員個人に対する取材や働き掛けがあったときはどうするのか。
- 委員長が対応することでよい。
- 弁護士会の代表として来たこともあり，この会の結果報告をしないといけない。
- 報道機関などからの取材については，委員長が責任を持って対応することがよい。
- 賛成である。
- 委員長が報道機関から取材があれば，対応する。

オ 委員会への委員以外の裁判所職員（説明者）の出席について

- 必要な職員を委員の了解の下に出席させることはよろしいか。
- 異議なし。

カ 議題等の設定

- 裁判所はとっつきにくいとか堅いというイメージもあり，また，裁判が

どのように行われているか、一般の人はほとんど知らないと思う。最初のテーマとしては、自分の勉強も含めて、裁判や裁判制度とかを理解してもらうための方法について話し合うことを提案したい。

○ これから裁判員制度も始まることもあり、裁判とはどういうものなのかを知ってもらうことは大事である。そういう意味においても、裁判所の制度面を含めた広報活動の在り方をテーマとするのはよいと思う。

○ 賛成である。

■ 裁判や裁判制度の広報の在り方及び新庁舎に関し、どのような広報活動や行事を行うかを次回のテーマとすることでいかがか。

○ 異議なし。

キ 裁判事務の概況説明

パンフレット及び統計資料等に基づき、裁判所職員が説明をした。

5 次回期日等

ア 期日

平成16年5月20日（木）午後（時間未定）

イ 場所

高知地方裁判所大会議室（6階）

ウ その他

委員会に先立って庁舎見学及び法廷傍聴を午後から行う。

高知地方裁判所委員会庶務

〒780-8558 高知市丸ノ内1-3-5

電話 088-822-0340 内線 311